

(様式1)

羽教学教第653号

平成30年6月29日

文部科学大臣 殿

羽曳野市長 北川 嗣雄 印

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

羽曳野市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成28年度（1年間）

（担当）

羽曳野市教育委員会 学校教育室 教育総務課

住所：大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

電話：072-958-1111

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

平成30年6月

(2) 評価の方法

本市において事後評価を実施し、本市ホームページで公表する。

4. 総合的な所見

平成28年度に国の補正予算を活用して平成28年度施設整備計画に計上した3校の防災機能強化事業、7校の大規模改造(空調)事業は、平成29年度繰越し事業として実施することができた。これにより、大規模改造(空調)事業については児童・生徒が快適な学校生活と集中して学習できる教育環境の質的な向上を図ることができ、防災機能強化事業については地震災害時における児童や教職員の安全確保と地域住民の避難場所としての安全性を担保することができた。

5. 各目標の達成状況

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

対象事業なし

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

白鳥小学校、丹比小学校、古市南小学校の屋内運動場において、照明器具、バスケットゴール、校歌額縁等の非構造部材の落下防止のための補強工事が完了した。これにより、事業を完了した屋内運動場は、地震災害時における安全な避難場所として機能を確保するとともに、照明器具をLEDに変更したことによる消費電力の削減効果が見込めた。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

対象事業なし

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

誉田中学校、高鷲中学校、羽曳野中学校、峰塚中学校、高鷲南中学校、河原城中学校および埴生小学校において、普通教室、分割教室、支援学級教室にエアコンの設置が完了し、平成29年9月より使用開始となった。
残る13小学校についても早急にエアコン設置を実施する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

対象事業なし

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

対象事業なし

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
			事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)			
殖生小学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校		H29.4～H29.10	H29.10.31		
丹比小学校	(2)	36	防災機能強化	屋		H29.10～H30.2	H30.2.28		
白鳥小学校	(2)	36	防災機能強化	屋		H29.5～H29.9	H29.9.29		
古市南小学校	(2)	36	防災機能強化	屋		H29.10～H30.2	H30.2.28		
誉田中学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校		H29.4～H29.10	H29.10.31		
高鷲中学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校		H29.4～H29.10	H29.10.31		
羽曳野中学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校		H29.4～H29.10	H29.10.31		
峰塚中学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校		H29.4～H29.10	H29.10.31		
高鷲南中学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校		H29.4～H29.10	H29.10.31		
河原城中学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校		H29.4～H29.10	H29.10.31		

(別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築	
		(財)地震改築	地震財特法(Is値0.3未満)
02	長寿命化改良事業	長寿命化改良事業	
03	不適格改築	不適格改築	
		(特)地震改築	地震特措法(Is値0.3未満)
		(特)地震改築(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
04	津波移転改築	津波移転改築	
05	補強	大規模改造(補強)	
		地震補強	地震特措法(Is値0.3以上)
		(特)地震補強	地震特措法(Is値0.3未満)又は地震財特法(Is値0.3未満)※
		(特)地震補強(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
06	大規模改造(老朽)	大規模改造(老朽)	
		大規模改造(老朽:エコ改修)	
07	大規模改造(質的整備)	大規模改造(教育内容)	
		大規模改造(トイレ)	
		大規模改造(余裕教室)	
		大規模改造(法令等)	
		大規模改造(校内LAN)	
		大規模改造(スプリンクラー)	
		大規模改造(空調)	
		大規模改造(障害)	
		大規模改造(防犯)	
08	学校統合に伴う既存施設の改修	統合(改修)	
09	屋外環境の整備に関する事業	屋外教育環境	屋外運動場、屋外集会、屋外学習
10	木の教育環境の整備に関する事業	木の教育	木の教育環境、専用講堂
11	地域・学校連携施設の整備に関する事業	地域連携(複合型)	
12	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築	へき集、教員宿舍等	寄宿舎、集会室、教員宿舍
13	特別支援学校(幼稚部)の新增築	特支(幼・高)	寄宿舎を含む
14	特別支援学校(高等部)の新增築	特支(幼・高)	
15	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	特支(廃校・余裕教室等改修)	
16	奄美高校の増築	中等後期【沖縄・奄美】	
		高校(全日)【沖縄・奄美】	
17	幼稚園の園舎の新增築	幼稚園(幼保こども園含)	
		幼稚園(幼保こども園含)定員引下げ	
18	筑波嵩上げ	小校	
		中校	
		義務校	

※ 地震特措法における地震防災緊急事業五箇年計画又は地震財特法における地震対策緊急整備事業計画に基づき、それぞれ実施すること。

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
19	公害	公害改築	
		公害(防止)	
20	火山	火山改築	
		公害(降灰)	
21	産業教育施設の整備	一般施設	
		普通科等家庭科	
		専攻科	
		共同利用施設	産業教育共同利用施設
		農業経営者育成	農業経営者育成高等学校拡充整備
		実習船	
22	学校給食施設の新増築	単独校調理場(新増築)	
		共同調理場(新増築)	
23	学校給食施設の改築	単独校調理場(改築)	
		共同調理場(改築)	
24	地域スポーツセンター新改築、改造	スポーツセンター(新改築)	
		スポーツセンター(改造)	
25	地域水泳プールの新改築	屋内スイミング(一般)	
		屋内スイミング(耐震強化)	
		屋内スイミング(浄水型)	
		屋内浄水型水泳プール	
		屋外地域スイミング(浄水型)	
		屋外浄水型水泳プール	
26	地域屋外スポーツセンター新改築	屋外スポーツ(運動場)	
		屋外スポーツ(クラブハウス)	
		屋外スポーツ(照明施設)	
27	地域武道センター新改築	武道センター(柔・剣道場)	
		地武道センター(弓道場)	
28	社会体育施設の耐震化	社会体育施設耐震化	構造体の耐震化、建築非構造部材の耐震対策等
29	学校水泳プール(屋外)新改築	学校水泳プール(屋外)	
30	学校水泳プール上屋新改築	学校水泳プール(上屋)	
31	学校水泳プール(屋内)新改築	学校水泳プール(屋内)	
32	学校水泳プール耐震補強	学校水泳プール耐震補強	
33	中学校武道場新改築	中学校武道場(新築)柔・剣道場等	
		中学校武道場(新築)弓道場	
		中学校武道場(増改築)柔・剣道場等	
		中学校武道場(増改築)弓道場	
34	学校屋外運動場照明施設新改築	学校屋外運動場照明施設	
35	学校クラブハウス新改築	学校クラブハウス	
36	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化	
37	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等	
99	その他	その他	